# 社会福祉法人精華町社会福祉協議会

# 平成３０年度　第３回　理事会議事録

１　開催年月日　　平成３０年１２月１２日（水）
　　午後３時００分～午後４時５０分
２　開催場所　　精華町地域福祉センターかしのき苑１階　会議室Ａ・Ｂ
３　理事総数　　１２名
４　出席者氏名　（１１名）
　　理事　　八木章介　森　修美　早樫一男　岩前良幸
　　長谷川 悟　石崎照代　中畔秀昭　村瀬由美子
　　福味加世子　山本正來　岡田敦子
　　監事　　島中秀司　浦田善之
５　欠席者氏名　理事　　田中智美
６　議　　案
　第９号議案　慶弔規程の一部改正について
　第 10 号議案　平成３０年度補正予算（第２号）について
　第 11 号議案　資金運用規程の制定について
　第 12 号議案　資金運用責任者の任命について
　第 13 号議案　平成３０年度資金運用計画について
７　諸報告
８　議事の経過要領及び議案議決の結果
　定刻に至り、定款第３０条の規定により議長に村瀬由美子理事が選任され、議長は定款第３１条第１項に定める定足数を満たしていることを確認し、議事に入った。

　第９号議案　慶弔規程の一部改正について
　議長の指示により、議案書に基づき事務局長から、家族形態や生活様式、慣習等の変化に伴い、慶弔規程における基準等を一部改正したいことについて、慶弔規程の一部改正新旧対照表に基づき提案説明した。
　以上の説明を受け、第９号議案について質疑をおこなったところ質問がなか

ったため、議長が承認を諮ったところ、全会一致により可決承認された。

第１０号議案　平成３０年度補正予算（第２号）について
議長の指示により、議案書に基づき事務局長から、１．利用者数の増減により介護報酬収入等を改めたいため。２．職員の退職に伴い、退職手当積立基金から基金の一部を取り崩し、退職手当として支給する必要が生じたため。３．精華町から受託運営している絆ネット構築支援事業について、追加業務が発生したことにより、委託金額の増額変更及び事業費を追加支出したいため。４．平成３１年２月末日をもって現在の介護保険業務支援システムのリース期間（５年間）が満了することに伴い、平成３１年３月から新システムを導入するための費用を追加計上したいため。５．平成３１年３月の介護保険業務支援システム切り替えにあわせて、職員の事務負担の軽減及び作業の効率化を目的として、デイサービスルーム内にタブレット端末の導入を計画しており、施設内にWi－Fi環境（インターネットの無線環境）を整えたいため。６．デイサービスセンター太陽光パネル設置事業に基づいて、一般競争入札の実施に向けて施工業者を募集したが参加者が無かったことに伴い、三役会議において協議したところ、次年度に予定している職員駐車場整備事業にかかる経費が、土地取得面積の拡大によって造成費用の上乗せが見込まれることにより、造成費用のための財源として資金を温存することが望ましいと判断したことにより、太陽光パネル設置事業を取り下げたいため、定款第４３条に基づき補正予算について同意を得たいことについて、説明資料を用いてサービス区分ごとに補正内容、補正科目、補正額、補正後の予算額について提案説明した。
以上の説明を受け、第１０号議案について質疑をおこなったところ質問がなかったため、議長が承認を諮ったところ、全会一致により可決承認された。

第１１号議案　資金運用規程の制定について
議長の指示により、議案書に基づき事務局長から、従来の社会福祉法人経営を取り巻く環境が大きく変化し、制度が変わる中にあっても、社会福祉法人は国民のセーフティネットとしての使命を果たすため、社会福祉事業の経営の持続可能性を追求しなければならない状況に置かれている。こうした経営環境変化の中、平成１９年３月３０日付で「社会福祉法人審査基準」が改正され、この通知改正により行われた社会福祉法人の資産運用の規制緩和において、社会福祉法人のもつ基本財産以外の資産について、株式や株式を含む投資信託等による運用が可能となったが、本会が資産運用を図るうえで法人内での責任体制、運用方法を明確に定めること、ハイリスク・ハイリターン運用は適当でないこと等を定めるための規程を作成することにより、本会に

おける新たな資金運用ルールを示すことが重要であると考えることから、資金運用規程を制定したいことについて、資金運用規程（案）を用いて提案説明した。
以上の説明を受け第１１号議案について質疑をおこなったところ、以下の質疑応答があった。
質問：岡田理事
提案理由はよく理解できたが、全国どこの社協においても状況は同じだと思う。他の市町村社協はどのような資産運用を考えているのか。
回答：事務局長
府内の局長会議などで、局長同士で資金の運用方法等について話し合うことがあるが、昨年ぐらいから、局長会議においても議題として資金の運用について検討される状況になってきている。府下の市町村社協においても、低金利時代のため、何らかこれまでと違う方法を積極的に模索されていると聞いている。基本的には、同じような方向で考えていると理解している。
回答：長谷川会長
補足説明であるが、平成２９年１２月１１日の理事会において、協議事項として提案をした。その後、約１年間。三役を通じて、各銀行にどういう社債があるか、どういう商品があるか、その商品の利点、欠点などを５回ほどの三役会議において、１回の会議で３～４時間。規程内容を協議した結果、本日この規程案を理事会に提案させていただいた。この後半にも第１３号議案で資金運用計画として、実際、３０年度に満期を迎え、普通預金はそのまま置いていても金利が付かない現状のために、何か利益を住民の皆さんに還元したいということが、この提案の根拠である。
質問：岡田理事
この規程を読んでいて、私などは苦手な部類になり、怖いなという感じがした。賛成できる自信も無かったが、この後の議案を見た時には、より安全な形の資産運用という議案があり、これなら安心だという気がしたので、良いのではないかと思っている。やはり、こういう部分は怖いなという感じがしたのが率直な意見である。安全にお願いしたい。
以上の質疑の後、議長が承認を諮ったところ、全会一致により可決承認された。

第１２号議案　資金運用責任者の任命について
議長の指示により、議案書に基づき地域福祉課担当課長から、社会福祉法人精華町社会福祉協議会資金運用規程第３条に基づき、資金運用責任者を任命したいことについて、資金運用責任者名簿案に基づき提案説明した。
番号、１。役職、事務局長。氏名、杉山典寿。

第１２号議案について質疑をおこなったところ、質問がなかったため、議長が承認を諮ったところ、全会一致により可決承認された。

第１３号議案　平成３０年度資金運用計画について
議長の指示により、議案書に基づき事務局長から、資金運用規程第６条に基づき、平成３０年度の資金運用計画について承認を得たいことについて、平成３０年度資金運用計画案に基づき、資金の種類、現在の運用状況、現状の課題を説明した後、平成３０年度における運用計画として運用額、運用方法、運用期間、想定利率、年間運用益、損失限度等について説明提案した。
第１３号議案について質疑をおこなったところ、質問がなかったため、議長が承認を諮ったところ、全会一致により可決承認された。

諸報告
議長の指示により、以下の事項について事務局長並びに担当課長から報告をおこなった。
事務局長から、地域福祉課として下記の４点について報告をした。
（１）駐車場予定地について（職員駐車場整備事業）
（２）成年後見における中核機関の設置に向けて
（３）社協会員募集について
（４）地域福祉・ボランティア助成について
地域包括支援センター長から、地域包括支援センターとして下記の１点について報告をした。
（１）南部地域包括支援センター事業実績
在宅介護課長から、在宅介護課として下記の２点について報告をした。
（１）平成３０年度居宅介護支援係の事業実績
（２）平成３０年度訪問介護係の事業実績
通所介護課長出張のため、事務局長から通所介護課として下記の３点について報告をした。
（１）平成３０年度通所介護等の事業実績
（２）デイサービス利用者満足度調査結果について
（通常規模型・認知症対応型）
（３）通所介護昼食自炊化事業について
諸報告の後、議長から全般的なところで意見等を聞いたところ、以下の意見があった。
質問：島中監事
第１１号議案、１２号議案、１３号議案に関連するが、太陽光パネルについて大型の予算を組んで社会福祉充実計画について考えたが、それが

無くなった。計画時の説明において、計画が通らない場合は返金する必要があるという話であった。計画が無くなったために他に充足したということが、国や府の承認事項として大丈夫なのか。もう１点、基金の関係で、貯める方法は十分注意して決めることが鉄則であるが、将来的にはいくらまでを見越すのか。見越した額をどのようなものに充てていくのか。

回答：事務局長

太陽光パネルの計画については、国から求められている社会福祉充実計画からは一旦外れており、精華町社協の内部的な事業計画になっている。今回、理事会で取り下げの承認をいただいたことを以って、手続きは完了となる。京都府や国への報告義務は無く、他への影響も基本的には無いことになる。２点目の基金について、運用した結果、利息や配当の使い道であるが、現在苦慮しているのは地域福祉を推進していくための資金である。会員からの会費や共同募金などの配分金があるが、時代的にここを増やしていくのは非常に難しい状況にある。原資は据置きのまま、配当については精華町内の地域福祉を進めていくための貴重な財源に充てたいと考えている。これからは資産の積み増しではなく、その年の利息配当は、その年の地域福祉活動に充当していくという考えで進めていきたい。

質問：島中監事

利率によって多少前後するが、おおまかな額的には固定していくということか。

回答：事務局長

基金の目標額には到達しているため、これ以上増やすと逆に国から余裕財産として支出の計画を求められることになる。資産は増やさず、その資産を運用して、その利息配当をその年の地域福祉活動の財源に充てていく。１年間で入ってきた分は、活動で出していく考えで進めていきたい。

以上をもって案件の全てを終了したので議長が閉会を宣し、午後４時５０分散会した。

上記の決議を証するため議事録署名人において次に記名押印する。

平成３１年１月１５日作成

社会福祉法人精華町社会福祉協議会

平成３０年度第３回理事会

会　長　　印

監　事　　印

監　事　　印